

政統発0322第4号

平成30年3月22日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年2月28日付事務連絡でもお伝えしているとおり、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）について、別添1及び2のとおり改正し、平成30年4月1日に施行することとなりました。同日以降の人口動態調査の取扱いについては、引き続き、別添3の同事務連絡を御参照ください。

つきましては、御了知の上、貴管内の保健所長及び市区町村長*あて周知を図られますようお願いいたします。

※ 中核市には、都道府県から御連絡していただけるようお願いいたします。

政統発0322第5号

平成30年3月22日

法務省民事局長 殿

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

(公 印 省 略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(通知)

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年3月6日付事務連絡でもお伝えしているとおり、人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)について、別添1及び2のとおり改正し、平成30年4月1日に施行することとなりました。同日以降の人口動態調査の取扱いについては、引き続き、別添3の同事務連絡を御参照ください。

なお、各都道府県知事、指定都市市長、法務局長及び地方法務局長あてに、別途通知している旨申し添えます。

政統発0322第6号

平成30年3月22日

法務局長
各 殿
地方法務局長

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

(公 印 省 略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(通知)

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年3月6日付事務連絡でもお伝えしているとおり、人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)について、別添1及び2のとおり改正し、平成30年4月1日に施行することとなりました。同日以降の人口動態調査の取扱いについては、引き続き、別添3の同事務連絡を御参照ください。

なお、各都道府県知事及び指定都市市長並びに法務省民事局長あてに、別途通知している旨申し添えます。